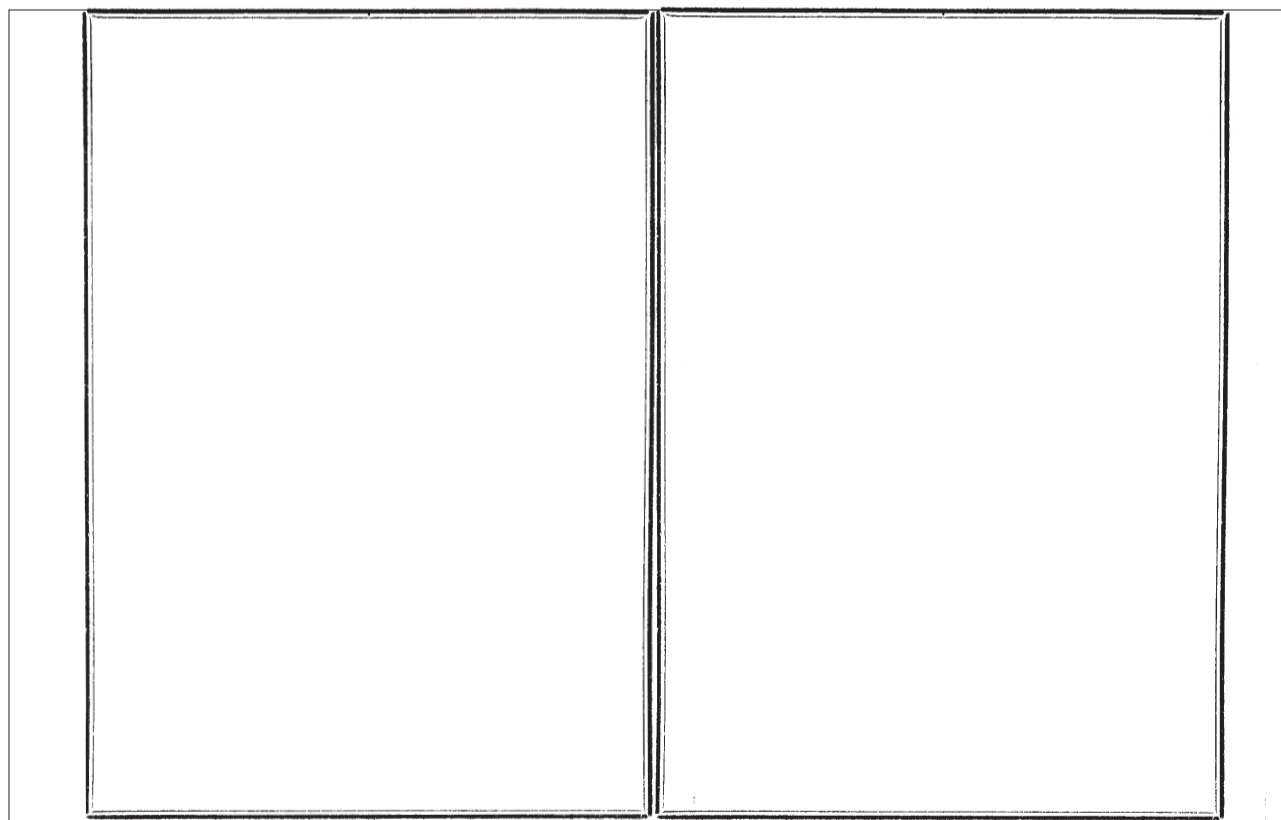
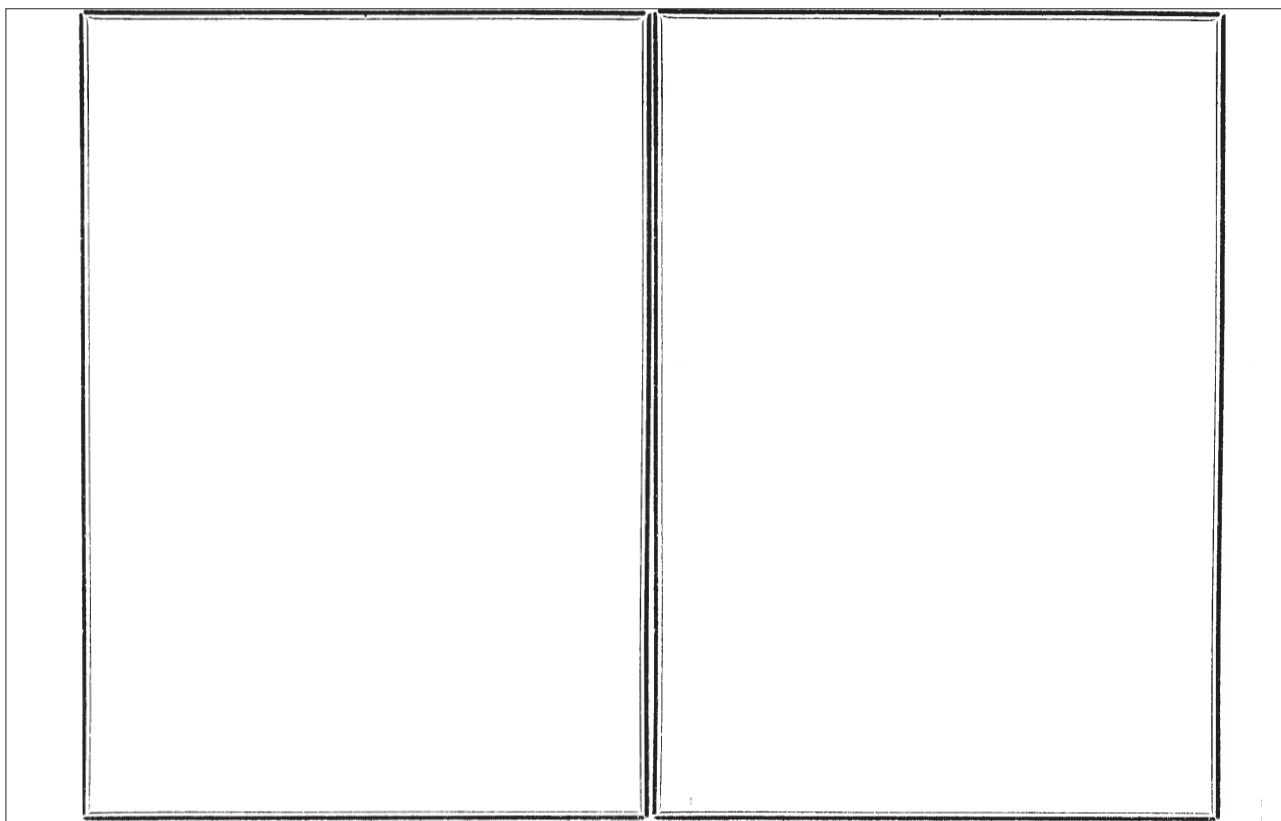


議事速記錄第三十號

大正十五年第十四次居留民會
臨時會議事速記錄

天津居留民團



大正十五年第十四次居留民會臨時會議事速記録

大正十五年十一月十二日於公會堂

議事日程

- 第一、大正十五年居留民團歳入追加豫算案
- 第二、土地買収其他ニ付起債ノ件
- 第三、不動産買収ノ件

出席議員		出席行政委員	
吉田房次郎	牧 高一	天田 朝義	白井 忠三
小谷萬治郎	田村 俊次	郡 茂行	利根川 久
好富 道明	兒島 鸞磨	山川 眞	吉田治四郎
岡本 久雄	黒澤兼次郎	上野 壽	中村常三郎
眞藤 兼生	相原 俊夫	池田三男也	太田利三郎
楡垣 恭興	川本 吾一	平井 久一	森川 照太
山西 健吉	富成 一二	矢澤千太郎	遠藤 盛彌
永安 平吉	内山 春吉	西村 博	佐々木敏丸
野崎 誠近	大澤大之助	橋本國三郎	勝田 重直
出席行政委員		八	名

(2)

午後四時二十分振鈴開議
 ◎議長(黒澤兼次郎君) (拍手起る)
 此の度、諸君の御手許に御送付してあります如く、緊急議案として行政委員會より提案が御座いましたことに付て、茲に皆様の御意見を煩はした次第であります。本日の出席議員数は三十六名で、所定の數に達して居りますから之より開會致します。例によりまして監督官の招集の辭が御座いますから、暫時御静聽を願ひます。

◎有田總領事 (拍手起る)
 第十四次臨時民會を招集致しましたのは、只今議長から御話も御座いました様に、第一は大正十五年居留民團歳入追加豫算案、第二土地買収其他に付起債の件、第三不動産買収の件之等の件に付て御審議を煩はす爲なのであります。之等の各案は何れも重要な件でありますから、充分に慎重御審議あらむことを希望致しますが、會期は僅か一日でありますから、可成り無駄を省いて、重要な點に付て充分の御審議を願ひたいと思ひます。尙此の各案は何れも重要な事件であります。私は第三不動産買収の件に付て一言致したいと思ひます。それは此のバンド築造の件は、諸君が民會議員となられて已に協賛を與へられ、そして今や築造中にあるのであります。バンドの築造は私の來任前に決定された事でありまして、私としては已に決定して着々進行して居る件であります。其の根本の議論は別として極力達成を計りたいと兼

(3)

案思つて居ります。諸君は已に民會議員として頭初から賛成して協賛を與へられ、之が實行に至つたのでありますから、充分之を達成する様に努力する義務があるものと信じます。不動産買収の件は、恐らく民團理事者として、バンド築造の完成の爲に是非必要であるものとして提案されたものと思ひます。色々御意見もありませんが、充分其の點を諒とせられて御審議あらんことを希望致します。一寸御挨拶申上ります。(拍手起る)
 ◎議長(黒澤兼次郎君) 會議に入る前に皆様に御報告致す事が御座います。居留民會議員の松村利男君、久留島貞次君の二氏は何れも家事の都合で辭任致されました。之より會議に這入ります。尙一言附加して置くことは、唯今監督官からの御話の如く、議案は極めて重大な案件でありますから、吾々は諸君と共に十二分に慎重審議致したいと思ひます。それは日程第一大正十五年居留民團歳入追加豫算案、之から討論に入ります。

(4)

◎砂田 實君 議事録署名者の御指名は御座いませんか
 ◎議長(黒澤兼次郎君) それは後刻に致します
 ◎行政委員會長(白井忠三君) 登壇
 諸君若々の任期も餘す處僅か旬日余に成つて居ります。此の際再び臨時民會の召集をお煩はし致しましたことは、民團の施設上重要な案件を持つて居るが爲でありまして、其の案に付ては追々と御説明申上りますが、既に前回の臨時民會に於て、民團は多年の懸案たる發電所自營を實行して、現に着々進行中でありまして、同時に又多年民團の欠陥でありました衛生機關も、皆様の御協賛を得て目下準備進行中でありまして、願ひまして我民團の爲すべき事業は、まだ大小多々あります。斯の如くに一步一步其の完成を爲しつゝあることは、誠に御同慶に堪へません。本日の議案の第一追加豫算案は前回の臨時民會で多少議論となつた處の、我租界の警備の欠陥を完成させたいと云ふ趣旨で、御承知の如く前臨時民會前後に於て、租界警備上には色々の不祥事故が續發致しました。此の爲に、警察當局に於ては巡捕の増員をしい、そして追つて居る處の冬、來年の舊曆季と云ふ様な憂ふべき時季に備へたいと云ふ意見で、行政委員會は此の提案を機宜に適した處置として賛成致しました。その豫算案であります。收支に付ては孰れ理事から説明致しますが、右の次第本案の協賛を希望致します。(拍手起る)
 ◎議長(黒澤兼次郎君) それから議事規則に據る議事録署名者を、小谷萬治郎君、遠藤盛彌君の兩氏にお願ひ致します
 ◎中島理事 登壇
 只今會長から大體の主意に付て説明御座いましたが、私は内容の數字に付て御説明申上ります。之は只今お話ししました警備巡捕の増加が主であります。歳入の部にあります如く、水道の使用が急激に増加して使用量が増加して居ります。尙それが爲にメートルの賣却代が載つて居る譯であります。臨時部の歳入としては預金利息であります。歳出の方で水道費が三千六百萬瓦魯増加し、歳入の増加二千四百四十萬瓦魯に比べますと三割二分の差であります。之は今までは三割五分でありましたが、通常民會で銷管に取替へた結果三割二分に減じ、其の差が此處に出ました。警備の方は巡捕三十九名の増加で、之は警察でも先般來の突發した事件を色々

に講究されて、必要な箇所には巡捕を副増しし、又御承知の通りウエズ運河に架りました橋の所も、之までは巡捕を置きませんでした、それにも巡捕を置き三十九名増加致すのであります、之は年末にもなりましたので、來月から四ヶ月分の給料を見ました、又此の予算の中には先達で死亡致しました二名の手当、及び病院手当と云ふものが含んで居つて、之は只今ありません、給料から假に出して居りますが、此の中に二千弗が含まれて居る譯で、他は普通巡捕の給料手当、其他であります、最後に豫備費を設けましたのは、小學校の教員の増補が餘程頻繁で、そう云ふ處に約一萬四千五百の豫算が出、旁々豫備費にも不足が出ましたので、四千五百弗、位の豫備費を見ました、尙巡捕其他の配置上にての詳しいことは、警察方面からの御説明もあるだらうと思ひます。

◎議長(黒澤兼次郎君) 御質問は御座りませんか

◎森川照太郎君 今理事から巡捕の配置等に付ては警察當局から説明があると云ふこととありましたが、質問もそれを伺つてからの方がよいと思ひますが、どう云ふ風になりますか、

◎議長(黒澤兼次郎君) 今の理事の話は若し配置等に付て御質問があればと云ふこととあつたと思ひます

◎森川照太郎君 此の間からの突発事件に付て警備云々の問題が度々出て居りましたが、唯今理事の御説明の様なことの爲に増員を認め、例へばウエズ運河に架かる橋等とか、其他普通の意味の警備と二色の爲の増員であると云ふ風に伺ひましたが、あ、云ふ突発事件を防ぐ爲の巡捕はどの位を増員致しますか、それから普通の警備に要する増員はどの位の位か、それから三十九名に要する俸給、諸掛等の總計額此の三点を御伺ひ致します

(6)

◎議長(黒澤兼次郎君) 統計的のものでありますから能く取調べさせまして後刻答辯して貰ふ事に致します

◎議長(黒澤兼次郎君) 他に御質問御座りませんか

◎中島理事 森川君の御質問に御答へ致します、只今私の説明が少し足りませんでしたか、御質問の要旨が突発的の場合と、普通の警備人員の區別と云ふこととありましたが、御承知の通り追々人家も殖へますし、又只今話ししました様な、今まで全然無かつた橋等とか、其他必要な箇所には巡捕を配置致します爲で、此の三十九名と云ふものは突発事件に備ふる爲に、其の中何名を廻すと云ふ意味合ひの増加では無いので、大正十二年度位までは巡捕は年々増員して居りましたが、十三年にはドンと止つて、以來其儘繼續して居ります、自然今日迄に警備は手薄であつた譯で、特に今年は何々の不祥事件が起つたので、治安上面に爲に増員したのであります、突発事件を豫防する爲の設備としては報知器とか、色々警察方面にもお考へがあらうと思ひます、孰れそう云ふ方面の事は御提案になることと思ひますが、此の三十九名は所謂通常警備の爲なのであります、但し民間としては巡捕の増員を以て警備の充實と云ふことは考へられんと思ひます、と云ふのは風俗、言葉の違ふ、支那の巡捕、而も巡捕は餘りに高級の人で無い、従つて巡捕の充實を以て、全能率を發揮せしめると云ふことは全然不可能で、矢張り日本警官の組織なり、人員なりが整はなければ大したことは無いだらうと云ふこと、民間は過日も外務省に對して日本巡査の増員並に巡捕に對する教習と云ふことに付て、も

(7)

少し積極的にやつて戴きたいと云ふ請願を提出した譯であります、只今御質問の巡捕は通常のもの御承知願ひます、尙三十九名の増員に依つて年額約八千弗近く金額を増加致しました

◎森川照太郎君 よく解りました

◎議長(黒澤兼次郎君) 外に御質問御座りませんか

◎森川照太郎君 序に、若しお解りでしたら現在巡捕の總数は幾人になりますか、それから外國租界の家の建つて居る様な部分に對する巡捕の數との比例をお説明願ひます

◎中島理事 お答へ致します、請願巡捕を混ぜまして二百二十八名で、其中請願巡捕を除いた數は二百七名であります、それから面積に對する配置率は只今解りません、

◎議長(黒澤兼次郎君) 諸君にお諮り致します、本案は極めて簡單明瞭でありますから議會省略可決確定と致したいと思います(異議無しの聲起る)

◎議長(黒澤兼次郎君) それでは本案は議會省略可決確定と致します(賛成の聲起る)

◎議長(黒澤兼次郎君) も一ツお諮り致しますが次の第二、第三案は何れも關聯して居りますから之を一括して議題に供したいと思いますと思ひます如何ですか、(砂田議員より日程變更の提案ありたるも一括に決す)

◎議長(黒澤兼次郎君) それでは日程第二、第三は一括して議題に供します
日程第二 土地買収其他に付起債の件
日程第三 不動産買収の件

◎行政委員長(白井忠三君) 日程第二、第三に付て御説明申上ります、順序として此の二案の示して居る仕事を必要とする理由、それから起債に對する見込と云ふことを第二に申上りました第三に事業が民團財政に如何なる影響を及ぼすかと云ふ三點に分けて御説明申上りたいと思ひます、第一に不動産買収の件即ち埠頭附屬用地を買収する事の必要であると云ふ點であります、御承知の如く埠頭築造計は大正十二年の民團に諮られて決定し、そして政府に請願を致したのであります、當時の計劃は埠頭は荷置場を併せ百四十五尺の幅員を必要とすると思つてありましたが、其の根據は當時監督官の御報告を得まして、遊藝の海運課長黒田氏並に築港技師堀氏の御來津を願つて、當地に於ける從來の紫竹林碼頭の状態、並に慣習例へば輸入貨物は略々何日間置く必要があるか、又輸出貨物は何日間置く必要があるかと云ふ點を御調査願ひ、之に滿腹自身の經驗等を併せ我租界に於ける碼頭は幾何の幅員を必要とするかと云ふ結論を得た結果、百四十五尺と成つたのであります、其の案に依りまして當時二百三十萬圓の低利資金貸下を請願致しました處、時偶々關東大震災の爲に母國政府の財政状態が大影響を受けて、此の當初の計劃の儘では達成困難であると云ふことと、已むを得ず此の百四十五尺案を百尺案に直したのであります、そして此の百尺の中から、三十尺の車道と六尺の人道を取ると貨物を置く所は六十四尺幅と云ふことになつたのであります、要するに御承知の如く天津の港は船の形が此上非常に大きくなるので御座りませんが、矢張り船腹は年々大きくなり一隻の船が積んで來る貨物は年々増率して居ります、従つて埠頭の完全な理想點は輸出入貨物を何日前から積んで置く場所と、それから倉庫、此の二の面積が充分でなければ埠頭としての完全な能率を發揮し得ないので、それで二千噸級の船の輸出入貨物を置くには百四十五尺を

(8)

要する譯でありましたが、已むを得ず百尺に致したのであります。従つて此案では埠頭には荷置場を無く其の後方に貨物の集積し得る所を持たなければならぬと云ふ意味に於て、只今の計劃を必要とするのであります。頭初の計劃を變更した時に於て色々研究しました結果、開口方面の土地は汽船會社なり、倉庫會社なりに勤めて買収させる案を以て進むと云ふ譯であつたのであります。只今埠頭が出来ても民團は直に全部の埠頭の長きに船が着くと云ふことは考へて居りません。そふ云ふ盛況を呈することは無論何年か後であります。御覽の如く福島街から秋山街に至る間に船會社は郵船會社の一箇所のみであります。従つて現在の状態に郵船會社以外の船を持つて来れば、福島街以南に於ては江商、天取、大倉、東京建物會社、武蔵洋行等を借りるなり買ふなり、しなければならぬと云ふ形になつて居ります。斯ふ云ふことは無論埠頭の利用の上に於ける非常な欠陥と云はなければならぬのであります。民團は何時でも船を持つて來られる様に置かなければならぬと云ふので、今申す様に民團は船會社に勧誘して開口方面の倉庫用地買収を進めると云ふことに致しましたが、意外の故障が起つたのであります。それは無論其の間に色々な誤解も介在して居りました爲であります。民團が私人の爲に民團の名に於て土地を買収することは、余りに權限を越へてはいないかと云ふことが一と、多數地主の支那人は民團に安く買取られるのではないかと云ふことが二と、斯ふ云ふ形の下に今此の計劃を進めるから民團は手を引いて貰ひたいと云ふ反對でありました。斯ふ云ふ形の下に今此の計劃を無理に進めることは困難であります。と云つて只今申す様に職員が不充分である以上倉庫地買収が必要であるのであります。然るに若し只今の民團の豫算による處の百尺の廣さを買取

つて、後を此の儘にして置くに船會社が更に後方の土地を買はふと云ふことになれば、無論色々の失費があることは當然であります。失費は止むを得ずとするも地主が賣らないと云ふことも相當起つて來るのであります。殊に地主の所有して居る状態は非常に細くなつて居つて四五十人の地主が此處に百坪、あそこは百五十坪、と云ふ風に持つて居つて、其の土地を買つて相當面積の用地に纏めると云ふことは非常な困難を伴ふと云ふことが考へられるので、従つてどうしても民團が自ら買取つて、そして埠頭の完全な能率を發揮しなければ當初の計劃を貫徹する所以無いと云ふ意味から、色々に研究致しました結果、茲に本案を提出するに至つたのであります。民團が自分で買つて埠頭の經營をするに云ふ點には進んで居りません。無論埠頭の利用と云ふことに適合する處の船會社が、貸下なり、拂下げをしると云ふ場合には當然其の希望に應じて差支へないものとして、進んで行く提議であります。以上が買収を必要とする理由であります。買収に付て一部の諸君は御承知であります。色々誤解が起つて多少の反對運動が行はれたのであります。之は當然誤解でありました。之を解くことは左程困難では無いと思ひますが、尙從來當局として考へて居た買収の方針と云ふものを一應申上たいと思ひます。それは無論時價に懸離れた買収と云ふことは絶対に致しません。公平な時價で買ふと云ふことを第一義として、第二の點は現在の所存者の營業上どうしても其處に居る必要がある、即ち白河の沿岸を必要とする云ふ者も二三ありますが、斯ふ云ふ者は將來商賣換へをしなければならぬと云ふ困難があるので、斯の如き者の所有地を買収することは此の仕事に反對を招く所以となります。斯の如き者の所有地は、形の悪い所を整理して、假に百二

十坪の土地を持つて居るとすれば同じ百二十坪の土地を整理して、矢張り山口街に沿ふた場所を與へると云ふことにすれば、此の種の營業者は反對しないと思ひます。第三は營業も何もして居らんけれども、七十年來そこに住んで居る、殊に支那の時局から云つて日本租界を離れることは絶対に困る、何とかして日本租界に居りたいと云ふ様な者も一二あるのであります。夫等の地主には、最も公平に低價買収土地の換地を與へると云ふ風に致しましたならば、此の買収と云ふことが從來多少の危懼を持たして居る處の反對に對して、困難では無いと云ふことが考へられると思ひます。此の方針では是非共之を完成したいと思ひます。同時に理由書の中にも書いてありますが、御覽の如く開口の道路は非常にいたんで居ります。然し之を立派な道にするには今の儘では非常に不利もありません。此の買収案が實行されるならば、區劃を正して道路を付けたらと思ひます。之は買収に伴ふ副産物として、是非決行致したいと思ひます。尙此土地買収に就ては、埠頭築造後に於て果して船が通航出来るならかと云ふ議論も、同ふのであります。之も説明致したいのですが、餘り長くなりますから御質問によつてお答へすることに致します。吾々は監督官も申された様に之等の施設に對する交渉としては意りなく各方面の機關に交渉を續けて居ります。

第二は民團吏員其他の宿舎建設であります。之は民團吏員の宿舎、學校教職員宿舎、巡捕宿舎の三に分けてあります。學校教職員宿舎は現在非常な困難を生じて居ります。御承知の通り學校は年々一學級位宛宛へて居りますが、何時も苦むのは此の宿舎であります。先生の増聘を監督官に願ふと同時に家を建てたいと思ひますが、中々得られません。遂に不便な部屋借をしてでも先生を迎へるのであります。それが爲先生は着任後何ヶ月間は、學校が終ると家探しに出て歩くと云ふ状態に、普通の先生は翌日の授業の下調べとか、又は色々な研究に移るのであります。新任の先生は家探しに時間をとられるので爲に生徒の授業に何等か影響をすることは無いかと云ふことが考へられるので、是非民團は此の教職員宿舎の安定を考へて戴きたいと云ふ提議を受けたのであります。事情は全く然るべきだと云ふ譯で本案を提出致しました。民團吏員の方も、事情は同じで今後埠頭の完成等もあり、之までの人員も年々殖へて居りますが、居住の安定が得られて居りません。偶々探しても何千元と云ふ權利を拂はなければならぬと云ふ譯で、給與規程の上から何千元と云ふ金を出して宿舎を興へる譯には行きません。巡捕の方も丁度同じ状態に、從來のあの汚い家は色々の意味から困るから建て直したい、てなければ家賃を數倍に値上げしたいと云ふ交渉を受けて居ります。之も現状態では抛つて置けない状態にあるので、そう云ふ意味からも此の必要を感じるのであります。此の宿舎の問題も一面から考へますと餘り急を要しないと云ふお考へもありませうが、殊に教育の方面から申しまして、先生の宿舎は是非共建設したいのであります。尙小學校は狹隘を告げて參りまして、今後何年か後には増築をしなければなりません。それには民團吏員宿舎を取毀して學校を擴張する外に積が無いのであります。従つてあの宿舎の一部を毀さなければならぬ状態に、どうしても何れにか宿舎を建築しなければならぬと云ふ緊急な状態に迫つて居ります。第三の道路完成であります。之は已に新聞紙上に於ても我租界の道路の不都合な状態に付て御非難のある通り、吾々は現在の満足すべからざる點に於て異議無いのであります。然して現在

を興へると云ふことにすれば、此の種の營業者は反對しないと思ひます。第三は營業も何もして居らんけれども、七十年來そこに住んで居る、殊に支那の時局から云つて日本租界を離れることは絶対に困る、何とかして日本租界に居りたいと云ふ様な者も一二あるのであります。夫等の地主には、最も公平に低價買収土地の換地を與へると云ふ風に致しましたならば、此の買収と云ふことが從來多少の危懼を持たして居る處の反對に對して、困難では無いと云ふことが考へられると思ひます。此の方針では是非共之を完成したいと思ひます。同時に理由書の中にも書いてありますが、御覽の如く開口の道路は非常にいたんで居ります。然し之を立派な道にするには今の儘では非常に不利もありません。此の買収案が實行されるならば、區劃を正して道路を付けたらと思ひます。之は買収に伴ふ副産物として、是非決行致したいと思ひます。尙此土地買収に就ては、埠頭築造後に於て果して船が通航出来るならかと云ふ議論も、同ふのであります。之も説明致したいのですが、餘り長くなりますから御質問によつてお答へすることに致します。吾々は監督官も申された様に之等の施設に對する交渉としては意りなく各方面の機關に交渉を續けて居ります。

第二は民團吏員其他の宿舎建設であります。之は民團吏員の宿舎、學校教職員宿舎、巡捕宿舎の三に分けてあります。學校教職員宿舎は現在非常な困難を生じて居ります。御承知の通り學校は年々一學級位宛宛へて居りますが、何時も苦むのは此の宿舎であります。先生の増聘を監督官に願ふと同時に家を建てたいと思ひますが、中々得られません。遂に不便な部屋借をしてでも先生を迎へるのであります。それが爲先生は着任後何ヶ月間は、學校が終ると家探しに出て歩くと云ふ状態に、普通の先生は翌日の授業の下調べとか、又は色々な研究に移るのであります。新任の先生は家探しに時間をとられるので爲に生徒の授業に何等か影響をすることは無いかと云ふことが考へられるので、是非民團は此の教職員宿舎の安定を考へて戴きたいと云ふ提議を受けたのであります。事情は全く然るべきだと云ふ譯で本案を提出致しました。民團吏員の方も、事情は同じで今後埠頭の完成等もあり、之までの人員も年々殖へて居りますが、居住の安定が得られて居りません。偶々探しても何千元と云ふ權利を拂はなければならぬと云ふ譯で、給與規程の上から何千元と云ふ金を出して宿舎を興へる譯には行きません。巡捕の方も丁度同じ状態に、從來のあの汚い家は色々の意味から困るから建て直したい、てなければ家賃を數倍に値上げしたいと云ふ交渉を受けて居ります。之も現状態では抛つて置けない状態にあるので、そう云ふ意味からも此の必要を感じるのであります。此の宿舎の問題も一面から考へますと餘り急を要しないと云ふお考へもありませうが、殊に教育の方面から申しまして、先生の宿舎は是非共建設したいのであります。尙小學校は狹隘を告げて參りまして、今後何年か後には増築をしなければなりません。それには民團吏員宿舎を取毀して學校を擴張する外に積が無いのであります。従つてあの宿舎の一部を毀さなければならぬ状態に、どうしても何れにか宿舎を建築しなければならぬと云ふ緊急な状態に迫つて居ります。第三の道路完成であります。之は已に新聞紙上に於ても我租界の道路の不都合な状態に付て御非難のある通り、吾々は現在の満足すべからざる點に於て異議無いのであります。然して現在

(13)

の租界の道路を一通り完全なものにするにはどの位の金が必要かと云ふと、本日配付の表によつて示して居りますが、租界内の道路の全面積が七萬餘坪ありまして、其の中に本年の豫算と埠頭築造の豫算に依つて一通り完成します道路は僅か九千餘坪で、後は悉く半成又は未成道路であります。此の半成未成の道路を完成する費用を概算しますと、九十五萬二千円を要するのてあります。此の豫算は只今石材が騰貴して居りますので、非常に高い豫算を多少削減して居ります。又爲替の關係からも割高の豫算を示して居るもので、之が昨年若くは交通社絶前の石材の値段によりまして、六七十萬円で済むのであります。何れにしても九十五萬と云ふ大金は通常計で徐々に造るとすれば、年に十萬圓宛としても約十年経たなければ完成は出来ないと云ふ結論に成るのであります。然るに従來民団は道路の方にどう云ふ風に金を使つて居るか云ふと、先ず道路を築造する前に上下水道を完成しなければならぬと云ふことから、可成道路の方よりも上下水道を早く完成して居りますから、土木費としては割に使つて居りますが、道路費としては、僅に十三年度に土木費十二萬四千圓の中五萬五千圓、次の十四年度は非常な緊縮の方針で、土木費が九萬五千圓中道路修築費三萬五千元しか使つて居りません。本年の豫算は御承知の如く土木費として十七萬圓計上して居りますが、其の中修路費が八萬圓と云ふ譯で、從來平均五六萬圓しか使つて居りません。今も申しませんに今後十年に十萬圓位は使へばと思ひますが、それでも十年か、と云ふことは居留民としては耐へられぬと思ひます。殊に低賃買土地の方面の利用と云ふことを考へますとどうも道を付なければならぬ、あの方面に日本人の家庭の經營を必要とすればどうも道路を完成しなければならぬと云ふ譯にな

(14)

るのであります。之によつて今回幸ひに相當利息の安い金が借りられるならば、是非共一部の道路は早く完成させたいと云ふ意味で此の案が成り立つた譯であります。以上計劃の三項目に對する其の必要理由は概略申し上げました。然して此の資金をどうして得るか云ふことは決議案の表には出て居りませんが、第一は政府の低賃を仰ぎたいこととあります。之は公開の席上具體的に申上る譯には参りませんが、豫定の低利資金と同一経路で銀資金が得られることになりはしないかと思ひます。總分の下話としては居ります。不幸にしてそれが出来なければ、無論金利等の關係がありますが、他の金融業者からでも借りて遂行したいと思ひます。茲にお断りして置きますことは、政府の方から借りる場合道路は担保として借りることは絶対に不可能と思ひます。然る場合は租界外の一部の土地を買収した處もありません。其の外どう云ふ性質のものを担保として相談致したいと思ひます。無論之等の案は成案を得ますれば、改めて民會の御協賛を得る譯でありますから、其の邊の下相談と云ふことは行政委員會に御一任願ひたいと云ふ案であります。又開口の土地は先刻申上りました通り、目的が埠頭利用にありまして、埠頭利用に適切な會社、若しくは個人にして船を持つて来る爲とか若くは倉庫の爲に使ふ人ならば其の方面から民團が起債して民團が買収すると云ふ風に變つて行くかも知れません。このことは豫め申上て置きます。金を得まする見込は概算申上た様な程度のものであります。最後に茲に民團が新たに一百萬圓の起債をするには、我民團は已に三百萬圓の借金を持つて居るのだから、財政上相當心配があらはれないかと云ふことは當然考へられますが、それに対して此處に参考の表を二三附けてお廻ししたのであります。概略の説明を申上りますと、第一に埠頭第

(15)

二團債定償還年割表と云ふものがありますが、之は御承知の埠頭の費用として花旗銀行から借りました七十二萬圓、之は五年の短期のもの、今少し長期のものに借換へなければなりません。今度の計劃と共に此處に示された如き割當の借換へが出来れば宜敷いと云ふのであります。斯う云ふ風の割當にしたいと云ふことを示したもので、其の次は之が今回提案して居ります處の割當であります。一百萬圓を三ヶ年償還の後四年返還と云ふ案になつて居ります。之は私が先般申上りました時に、非公式に話を進めました處七年位ならばと云ふ下話がありましたので、合計七ヶ年で完済すると云ふことになつて居ります。大正十九年に土地賣却費としての六十六萬圓は買収した開口の土地を賣却して其の金を政府に返へすことにして居ります。それから此處で御注意して置きますことは、最後の低賃買土地貸下料であります。之は今までは一切の財源の計算に入れて居りませんでした。何時までも草を生やして置くことも出来ませんので今度はその方の計上を認めました結果、年額三萬六千圓を見込みました。それは備考にも書いてあります通り一萬五千圓に對する貸下料であります。其の下は家賃であります。此の二のもの、一百萬圓の借金を七年に割付けて拂つて行くに、どう云ふ過不足が出来るかと云ふことは下の段にプラス、マイナスを書いてあります通り、餘る年もありますが足らん年が多い譯であります。之が一百萬圓の割當の收支状態なのであります。其の次に向ふ十五ヶ年間民團歳入出豫算定額表が付けてあります。之は別にパンフレットを配つて居りますが、それは本年の通常民會に示した向ふ十五ヶ年の豫算定額表を改めて數字に示したのであります。此表の中に御注意を願つて置きたい點は電發事業収入であります。之は先般

(16)

の臨時民會に於て、發電所の自營が決定された爲に、此の數字の収入は大正二十一年後にはつと殖へるのであります。二十一年からは發電所自營の爲に電氣事業から更に収入が加はるのであります。それは此の數字には加へて居りません。之は電燈料の低減とか、或は課金の整理と云ふことがあるかも知れませんので、財政を消極的に見詰つて行くこと云ふ意味から加へなかつたのであります。其の外、埠頭第二團債を今回の割當のものとして此處に示しました。そして今度の一百萬圓の割當の過不足を此處に入れ、最後に一番下の段の過不足を示しますと斯う云ふ風に多少足らん年と相當餘る年があるものであります。餘る年は別として不足の年は大正二十一年度が三萬一千圓であります。之は下から四段目の一般歳入繰入金がこの通りの數字なれば六萬圓しか繰入れが出来ると云ふのであります。尙又電燈収入は、租界にゲンノ家が増して來ますが其の増加率は決して豫算に加へて居りません。從來の電燈の増加率を加へたものです。又租界内空地に新たに殖へる電燈料金は此處に加へないでこの數字を出して居ります。従つて將來今の様にどんノ家が建ち、又百萬圓の土地を利用する案が極まつたらば此の豫算外に収入がある譯であります。之を結論すれば結局民團財政上に今度の百萬圓の起債が苦しみと云ふものと云ふことを御諒解願へるものと思ひます。尙細かな點に就ての御質問は夫々御答へ致します。

◎川嶋範君 詳細な御説明を受けてよく解りましたが、第一の問題に就て一寸お伺致したいと思ひます。租界に於て碼頭が築造せられた場合に、必要なものとして土地を買収し従つて倉庫社、船會社を必要とすると云ふことですが、それに就て倉庫業を計劃して居る人から若し

(17)

くは船會社から自分の方で買ひたいから買つて買ひたいと云ふ希望の申出でありますが、それから若し之を倉庫業者なり船會社なりが右から左へと買つて呉れ、ば租界としては問題ありませんが、若し租界が買つて何年の間か買手が無かつた場合にはどうなさいませうか、それから起債の方法に付て御質問致しますが、起債の方法は良く解つて居りますが出来るならば借入先を示して置く方が良からうと思ひます、それから借入に付て下相議を行政委員に任じろと云ふことを伺ひましたが、言葉尻を捕へる譯ではありませんが、その明瞭さと御説明願ひたいと思ひます、それから若しも開口の買収を船會社なり倉庫會社に委して置いて、民間が之にタッチしなかつたらどう云ふ結果になりますか、私は倉庫會社なり、船會社が其の土地を高く買つたならば支那人地主は却つて喜んで日支親善の意味に於て或は良い影響があらうかと思ひます、それから阿部技師に伺ひますが、二三日前の新聞に道路に付て非難することは天に唾する様なもので、議員としては苦情を云ふべきもので無いと云ふことをお書きになりましたが京津日日新聞にも書いてあります通り、吾々は何年の間行政委員の提出される豫算に關しては相當意見を述べて協賛を與へて來ましたが、吾々は決して日本租界の道路が、外國租界の夫れに比して悪くは無いから協賛を與へた譯では御座りません、私は此處に於て阿部技師の力之以上に施設が出来るものであるかどうか、此の邊の御意構をお伺ひ致したいと思ひます、(同感と呼ぶ者あり)

(18)

◎行政委員會長(白井忠三君) 御質問にお答へ致します、第一の船會社倉庫會社から開口の土地買受け申出の點であります、之は社名を申上ることは扣へますが確實に是非買ひたいと云ふ處が一軒其他に尙三ヶ所程都合によつては買ひたいと云ふ申出を受けて居ります、之等の會社に對しては、本案が斯ふ云ふ状態に進行することになつたので、具體的に何坪入用か又何時頃買取つて貰へるか云ふ二點を先日照會を致しました、第二段の見込の通りに短期間に買取つて呉れぬ場合はと云ふ點は、具體的に相談して居りませんが、或は一部は現在の住民を住まはして置いて敷すことを延ばしてもよいし、又或は全部野原にして置いてそれを貸下げることにしても良からうと思ひます、之は必ずしも船會社のみで無く、荷置場として短期貸下をすることにしても、他の報告から考へますれば無論確實の數字ではありませんが、畧々持つて居ります處の買取る豫算と現在の貸下料金を考へますと、僅に年一割二三分乃至一割四五分の料金は取れることと思ひます、此の土地の買入金と云ふものは、當業者が買取るまで民間が代つて買取することを主旨として居りますから、貸主は買手が無いからと云つて元金の返還を迫られる様なことはないと思ひます、七年後に於ても尙買手が無いと云ふことになれば他に適當な方法を考へなければならぬと思ひますが、恐らくそれは杞憂に屬することと思ひます、第三の内談と云ふのは前同土地を買収する低利資金を借りた相手方でありますが、金の本体は銀低利資金であります、不幸にして其の話が調はん時は無論他の方面との交渉も致す積りでありますが、此の案は幅を置いた案として御承知願ひたい、第四の下話と云ふことは勿論借入れ相談を實行すると云ふことでありまして、唯契約は假契約案を作らして實行すると云ふ意味であります、それから第五の、開口土地は船會社又は倉庫會社と地主の間で直接に買買をやれば良いと云ふことありますが、どうしても住居をあそこに置きたいと云ふ希望の者も

(19)

ありますし、又數戸の者は營業の性質上どうしても白河に沿つて居りたいと云ふ者があるし、之等の者が彼地此地に點在して居りますので、個人で買締め様と云ふことは殆んど不可能と思ふのであります、即ち民間ならば彼等の不満を招かざる程度に於て、どうしても開口に居らなければならぬと云ふ者には換地を與へると云ふ具合に出来ませうから、買取が出来ると思ひますので、之を個人で買締めることは非常な困難と思ひます、◎阿部技師 川島議員の御質問にお答へ致します、川島議員は道路狂生と同様に私の投書を誤解なすつては無いと思ひます、良く読んで戴けばお解りですが、其の文句の中に民會議員の責任であると云ふことは一言も申して居りません、道路狂生は頼りに民間の道路の悪いことを御非難になるから、民間なるものは專制政治では無いと申上たのであります、それから次の御質問にお答へ致しますが、現在の豫算では之以上の施設は出来ません、◎永安平吉君 現在の英佛租界碼頭の幅員と日本租界の碼頭の幅員はどの位違ひますか、それから開口に居つて其處を必要とする商賣はどんな商賣ですか、それから開口に居りませんが、英佛租界の一番狭い處は百四五十尺で一番狭い處で八九十尺であります、英國租界でも下の方は幅員を擴げる計劃を致しましたが、それは最近拋棄して居る様に聞きました、然し英國租界は非常に與行の例へばデヤードイン其他の倉庫地がありますので三分分の荷物が一隻分の處へ着いても與行があるの差支無い様な状態になつて居ります、それから白河に沿つて居る必要とする者は第一酒造者であります、酒を造るには白河の水が必要で、水道の水ではないからあそこに置いて貰はんければならぬと云ふのであります、それから外に問屋等の者は絶対にあそこを必要とするかも知れません、そう云ふ風の商賣の者はあそこに置く方針であります、それから低賃の借入れが出来ない場合、之は利率期限等は今から申上られませんが、開口の如き將來買取りを必要とする船會社等から起債をすと云ふことも一方法であると思ひます、只民間の宿舎を建てたり、道路を造る爲には、民間の財政状態に影響の無い按排の方法を講じて、改めて皆様の御協賛を仰ぎたいと思ひます、◎川島範寛君 先程お尋ね致しましたが、あの土地を民間が買取つた場合に船會社なり倉庫會社が必要があれば買ふので、其の必要が無い以上何時まで開けて待つても買取せんと云ふこともありません、又之は船會社の自由意志に委せて置けば、若し偶然にも高く買れる様な場合、或はそれによつて支那人地主に却つて日本人との關係を思はせると云ふ點もありませんから民間は買取せず其の儘にして置いたら如何ですか、◎行政委員會長(白井忠三君) 先刻も其の趣旨でお答へ致しましたが、之を此の儘に放任して置けば將來買ひたくても買へないと云ふことを恐れ、又どうしてもあそこに居らんければならぬと云ふ者が居る以上、纏めた倉庫にするのが出来ぬと云ふ風に、結局買取る上に利用價值が極めて少いと云ふことを恐れたので、此の際民間は隔割整理上から云つても是非必要であると思ひます、◎川島範寛君 最近日支通商條約が問題となつて居りますが、無論日本の支那に對する立場が

(20)

必要とする者は第一酒造者であります、酒を造るには白河の水が必要で、水道の水ではないからあそこに置いて貰はんければならぬと云ふのであります、それから外に問屋等の者は絶対にあそこを必要とするかも知れません、そう云ふ風の商賣の者はあそこに置く方針であります、それから低賃の借入れが出来ない場合、之は利率期限等は今から申上られませんが、開口の如き將來買取りを必要とする船會社等から起債をすと云ふことも一方法であると思ひます、只民間の宿舎を建てたり、道路を造る爲には、民間の財政状態に影響の無い按排の方法を講じて、改めて皆様の御協賛を仰ぎたいと思ひます、◎川島範寛君 先程お尋ね致しましたが、あの土地を民間が買取つた場合に船會社なり倉庫會社が必要があれば買ふので、其の必要が無い以上何時まで開けて待つても買取せんと云ふこともありません、又之は船會社の自由意志に委せて置けば、若し偶然にも高く買れる様な場合、或はそれによつて支那人地主に却つて日本人との關係を思はせると云ふ點もありませんから民間は買取せず其の儘にして置いたら如何ですか、◎行政委員會長(白井忠三君) 先刻も其の趣旨でお答へ致しましたが、之を此の儘に放任して置けば將來買ひたくても買へないと云ふことを恐れ、又どうしてもあそこに居らんければならぬと云ふ者が居る以上、纏めた倉庫にするのが出来ぬと云ふ風に、結局買取る上に利用價值が極めて少いと云ふことを恐れたので、此の際民間は隔割整理上から云つても是非必要であると思ひます、◎川島範寛君 最近日支通商條約が問題となつて居りますが、無論日本の支那に對する立場が

ら無下に退ける譯には行きませんと思ひます。治外法權も將來に於て撤廢する時期が来るかも知れませんが、そう云ふ場合は財政路の歳入が實際はなくなつて來ると云ふ經過になりますから、借財を引續くことになりませうけれども、そうすれば支那政府に低利資金を貸した様な變なものになります、それは是非緊急に必要なものなれば別として、そうで無いものは今少し模様を見てやつては如何かと思ひます。

◎議長(澤澤兼次郎君) 之れより二讀會に移ります

◎行政委員長(白井忠三君) お答へ致します、只今問題となつて居ります、日支條約が及ばず影響と云ふことは一言にして申上られませんが、私は民間財政状態に對する懸念に付てお答へ致したいと思ひます、御承知の通り民間歳入の主なるものは電燈収入でありまして、民間課金の収入は、今年の如き總額十九萬何千元と云ふものであります、其中大半は日本人であります、若し治外法權の撤廢と云ふことになりましたら、日本人は民間に對して無論或種の負擔をせなければならぬことは當然でありますから、日本人の居る限り恐らく何等の心配は無からうと思ひます、又當然道路修築費とか其他土木費の大部分が不必要となり、殊に團債は夫々形のあるものを置いて借りて居りますから、治外法權が撤廢されても其の爲に借金が返せないと思ふことは萬々心配が無いと思ひます。

◎遠藤盛彌君 埠頭が出来れば、之に關聯したものとて之を船會社又は倉庫會社に利用させなければならぬと云ふことは御説の通りであります、處て船會社等に交渉を爲さるお方はどの方々でありますか

(22)

(24)

◎行政委員長(白井忠三君) お答へ致します、別段誰と云ふ係りは御座いません、行政委員の中で誰でもよろしい理事でもよろしいと思ひます。

◎遠藤盛彌君 それから先程御説明の中に、ある會社から土地買収の申込があつて後二三は都合によつては買取ると云ふ相談があると云ふこととありましたが、民間行政委員及理事の方針としては、申込を待つてやられる方針ですか、或は何か船船業者に其の様な御通知もありませんか、尙私は最近或る日本の船會社が、獨乙租界の近くに數十萬元の金を投じてヤードを買収したと云ふことを聞いて居りますが、斯ふ云ふ船會社に對しては御交渉になりましたか如何ですか

◎行政委員長(白井忠三君) 先刻申上りましたのは、從來進んで船會社から、開口方面を自分も欲しいがどの位の値段で買へるか返事して貰ひたいと云ふ申込を受けましたのであります、無論當時の計劃の坪數に多少の相違もあつて、具體的に何處が何千坪、何處が何千坪と云ふ様に明かなものではありません、極めてバツとしたものであります、そこで買収を終りましたならば、少くとも當所に營業所を持つて居られる處の方には、照會しました上出來るだけ公平に分つ方法に致したいと思ひます、それから今御話の、日本のある船會社が土地を買はれたと云ふことは耳にして居りますが、それには進んで買へると云ふことは申込んで居りません

◎森川照太郎君 一寸伺ひ損ねたかと思ひますが、一百萬元の數字の割當は幾らに成つて居りますか

◎行政委員長(白井忠三君) 實は道路の方は御覽の通りで、全部を完成するには九十五萬弗

もか、ありますが、それも色々考へられます、例へば從來出來掛けて居る道路を先づ完成することも一方法であります、然し低價買収土地の利用方法も決まりませうれば只今の道路無しも困りますから、其の方面を先に完成させると云ふこともあり、それには約三十萬弗許りかゝります、それから教職員宿舍其他の建築に二十萬弗、處て開口豫定地は、先刻來話します通り買手を求めるか、若しくは貸下をせなければなりません、どうしてもあそこに居りたいと云ふ人には其處に換地を與える又低價土地で換地を與えるものと差引きますと概算五十萬弗位要ると思ひます。

◎森川照太郎君 私はこの道路の築造と云ふ事は非常に肝要なことだらうと思ひます、從來非公式に當局者にも話しましたが、どうも毎年豫算を組む時にも道路といふ様な第一に施設すべきものが甚だ閑却されて、天津民間行政に當られる人も民間議員も私の目から見ますと、道路に付ては甚だ冷淡であると思ひます、小學校教員其他宿舍の建築も緊要でありませうけれども、斯ふ云ふものが今まで溜却されて来たことは誠に遺憾に堪へません、然るに日本租界の低價買収土地明石街以西の土地には、家が建つても道路らしき施設が一つも無いと云ふ一大奇觀を呈して居ると云ふことが一方に現存するに不拘、他方に比較的輕い施設を爲して居ることを遺憾として居ります、乍併吾々民間議員は日本租界にあるべき管の處の道路に、幾ら位の金を算出すべきか又どの位の程度の基礎をなすべきか、と云ふ様な知識を欠くか故に、今に其の完成を見るのが出來ない状態にあります、そこで昨年私が伺つた處では、どうしても道路に先だつて上下水道を完成しなければならぬからその上に於て六七十萬弗を要すると云ふことを非公

(23)

式に伺ひました、今年は爲替の關係其他で九十萬弗を要すると云ふことに成つたのであります、然して租界當局の技師は、民間議員は參政權があるからそこで道路を完成する様に決めたら良いではないかと云ふことを發表して居られますが、斯の如く吾々の責任を當局の技師から問はれたら以上、私は民間議員として先ず何を先にするかと云ふ立場に置かれたものと思ひます、そうすると幸ひ本日開かれた民會の議案は、五分五厘の低利で百萬弗借りられると云ふ案でありまして、私が肝心と思ふ道路を完成し新道路を造る爲に九十五萬弗か、ありますれば、之を一編に使つて仕舞へば非常な都合が好い譯ですが、已に埠頭も出來つ、ありますから、私は此の埠頭の經營に必要な土地を民間が買つてやると云ふ同情は、要するに埠頭を便利にする爲の買収で、之は是非必要と思ひますから是には異議を申しませんが、學校、吏員及び巡捕宿舍と云ふものは、成程學校の先生が見えた時に困ると云ふことは御尤であります、斯ふ云ふ些々たる不便は暫く置いて、それよりも最も必要な道路に其の金を充當しては如何かと存じて居ります、此の吏員宿舍を整理して空地を作る場合は、宿舍移轉の必要が起ると云ふこととありましたが、其の必要が今目前に迫つて居ると云ふことは聞きませんでした、然らば些々たる教員數名の不便よりも、日本租界に住んで居られる人のみでは無く、同時に天下の公道たるあの汁粉見た様な道路を今日の狀態に抛つて置くことが如何に忍びないかと云ふことか考へられると思ひます、然して今度の金を借りるには担保が無ければ借りられんと云ふこととありますが、其他の財産を担保にすればどうか出來ると思ひます、民間には担保に供し得る不動産が五十萬元見當には御座いませんか、其の點お伺ひ致します

◎行政委員長(白井忠三君) 道路の必要であると云ふことに付ては全く同意であります、只今お話しした様に此百萬弗は道路には向きの悪い資金で、之丈でも或は六ヶ敷いのであります、そう云ふものはいけんと云ふことになるかも知れませんが其の場合此の民團の宿舎等は良い譯で、結局森川君の御意見を進めると云ふと三十萬元を五十萬元見當の方針に進めると云ふ事になります、之は民團の財政上出来るかどうかと云ふことなので、五分五厘の利率で三十萬元として七ヶ年に割當てますと年の負擔は六七萬弗になります、之は全體の財政上から言つて非常な苦痛では無いと思ひます、けれども假に五六十萬弗の團債を低利で起すものと云ふ事は、勿論期限にもよりますが、利率でも五六分を拂はなければならぬと云ふ苦痛が起るので、従つて本日の提案にはありませんが、民團が假に十五年期限位の團債の如きものを發行し得ますれば、或は今少し速成し得る、かと思ひます、今一つ又今の民團の設備は一ヶ年間にやり得る道路工事は精々出来て十五萬程度のもと思ひます、茲に三十萬と申しましても、之も二年位はかゝらなければ出来ないと云ふ事、然し何れにしても各方面にも御議論がありますから、將來は年々十萬内外を投じて道路の完成を計ると云ふことには如何かと思ひます、之は私一個の私案であります、然しお説の様に現在提案の資金を其の儘此の道路の方に振向けることは六ヶ敷いと思ひます、それから担保は二番、三番抵當を考へますれば随分ありますが、二三番抵當を以て之に充つことは非常に六ヶ敷いとすると、極めて少いものであります

◎森川照太君 二番三番の抵當に當るべきものは現在價值が相當騰つて居りますが、若し果してそうであるならば、今少し抵當を整理すると云ふ様な意味合ひの整理を爲すことによつて、此の三十萬元道路の御意見を願ひたい、つまり二番抵當に餘裕があればそれを整理することに於て戴きたいと思ひます、それから今御説明中、工事は二年位かゝらねば一時に進められんと云ふこととありましたが、それはどう云ふ譯ですか、それから新築の宿舎には貸すことが出来るが、担保があつても以前のものでは貸されんと云ふ風に聞きましたが、何故に差別がありますか

◎行政委員長(白井忠三君) 民團の不動産を担保に置くのですから、借換へるならば兎も角さもなければ、百萬弗の低買収土地は百萬弗の元金を返へすまでは整理の方法がありません、つまり貸出者が政府でありますから、政府に向つて購買した値段の差金を、更に担保にすると云ふことは貸下金の性質上絶対に出来ません、それから道路工事は三十萬元を一年間にやることは極めて六ヶ敷いと云ふことは、ローラの能力を現在の二倍三倍にせねばならぬと云ふ困難が伴ひますが、それも餘り極端ではありません、殊に材料の蒐集例へば年に十五萬の工事をやるとしても、餘程材料の蒐集能力がなければ六ヶ敷いと思ひます、それから最後の御質問にお答へ致しますが、新しく建てれば一番抵當の意味になりますから良いですが、従来の民團の不動産は皆夫々借款の担保に這入つて居りますから二番抵當になります

◎森川照太君 官有地拂下地も担保に這入つて居りますか、それから一つ序にお伺ひして置きたいのは、此の三十萬元を道路費に充當することは樂だと云ふ話であります、現在の當局者の考は此の三十萬元を投じ得れば、來年度の經常收入に依る土木工事はやられないので

すか、それから他のものを一つと簡減して緊縮方針を採り、道路を第一義とするお考は御座いませんか

◎行政委員長(白井忠三君) 本年度の道路費は前刻申上りましたと同様に八萬弗であります、十六年度は未だ豫算の編成に着手して居りませんが、矢張り八萬弗位は使へると思ひます、すると九十五萬弗は五年間位に完成すると思ひます、それは團債を起さずにやれる筈です、然し其間に起債の方法が附けば別ですが、それから他の經費を簡減すると云ふことは、恐らく現在の按排では六ヶ敷いと思ひます

◎森川照太君 來年の豫算は現行行政委員が編成するのは御座いませんから、私は「當民會は民團が道路の施設を速かなる期間に於て完全に、道路工事を租界工事の第一義と認める」と云ふことを次期行政委員に申したいと思ひます、宿舎の豫定地は何處ですか

◎砂田 實君 私も先刻聞洩したかも知れませんが、宿舎の豫定地は何處ですか

◎中島理事 豫定地は確に決めて居りませんが、今の處低買収土地の一部を利用する豫定であります

◎砂田 實君 尚先刻白井委員長のお話では、開口方面の運送具合によつて、あの方面に居住する一部の支那人とは換地をせなければならぬと云ふことでしたが、そうすると先ず低買収地に付ては立入つての御成案がありますか、之に關聯して低買収地經營に就ては何か御立案でありますか、一寸参考の爲にお伺ひ致したいと思ひます

◎行政委員長(白井忠三君) お答へ致します、低買収土地利用處分に付ては當行政委員會

としても研究の歩に入つて居りますが、他に色々の問題がある爲に恐らく吾々の任期中には全體の決定は出来ないとと思ひます、一二の部分的の件は或は決定出来ると思ひますが、只今の状態は御報告する程具體的になつて居りません、大體に於て貸下げる外は無からうと思つて居ります、それから今の民團吏員宿舎の豫定地はありますが、之はまだ詳しくは居りませんが、一千坪前後で済むだらうと思ひます、それから開口方面買収地は總面積五千何百坪で、假に三割さう云ふ人があつて千五百坪位を要すると思ひますから、四萬坪の中は極めて僅な部分であります

◎永安平吉君 福島街以南は豫算の範圍内に於て買収を完了したと書いて御座いますが、そうしますと、福島街以北が百四十五尺でありますか、それから陸軍倉庫の方はどうなつて居りますか、それから福島街以北百四十五尺とする以南には船は少し着くのですか

◎行政委員長(白井忠三君) 陸軍倉庫の方は目下外務省に向つて無償拂下を請願して居ります、それから陸軍には別に家屋を建て、交換すると云ふ交渉はして居りますが、まだ決して居りません、それから今の百四十五尺案であります、之は百四十五尺あれば倉庫地の必要を程程に感じないのであります、つまり倉庫地を必要とする前提であります、従つて御覽の如く福島街以南は日本人の手になつて居りますから、船會社との間に値段さへ出せば利用することが出来ると思ひます

◎永安平吉君 それなら福島街以南も御買収になつては如何ですか

◎行政委員長(白井忠三君) 日本租界の埠頭が完成すれば、其の間に全部船が着く様にせん

ければなりません、下の方は大體所有者が日本人であるから割合に買収し易いですが、上の方は支那人の所有者許りで其の買収に困ります、若し上の方を其の儘にして置くと船を上の方に着けることが出来ぬと云ふことに成るのであります

◎永安平吉君 私は埠頭を築いて買収されると云ふことが解りませんが、福島街以南に於ても矢張り同様の困難が伴ふだらうと考へます

◎森川照太郎君 一寸森川君にお質問致しますが、只今道路を完成すると云ふ點に付て御質問がありました、道路を完成する一面には緩急がありますし、一方行政委員は五年間位に完成されると云ふことから論じ、森川議員は尙それよりも早く完成させたいと云ふ御意でござい

◎森川照太郎君 無論それよりも早くしてあります、私は常に思つて居りますが、若しあの方面に日本人が住んで居たらならば決して黙つては居ないだらうと思ひます、又橋でも架ればどうしても道路を造らなければならぬと云ふこと、口佛蘭西側が居留地を擴め道路を造れば、向ふ側には道路があつて此方には道路が無いと云ふ其の可哀しい結果になるだらうと思つて居ります

◎川嶋範寛君 今白井委員長は福島街以南は買収に難くないが、以北は金を出しても買収は出来ぬだらうと云ふことを仰やいましたが、私は買収をそんなに急ぐ必要は無く、寧ろそれよりも船會社から民間に對し買収の相談があつたかどうかと云ふ點が曖昧で、或は何等希望も無かつたのでは無いかと云ふことを信じて居ります、若しそうであるならば民間が無理に世話を焼かなくても良からうと思つて居ります、それから殊に濱沽當りに築港計画があり、段々河下に倉庫なり碼頭を造ると云ふ傾向がある際、私は決して築港に賛成しないのではありませんが、

如斯きことが進行しつゝある以上、稍必要の無い土地までも買つてやると云ふことは、積極過ぎたことと思ひますから、お見合せ願ひたいと思ひます

◎中島理事 只今川島議員の説は、先刻來幾々白井會長の説明されたことを否認しそれを前提としての御議論であつたと思ひますが、私はこれに對して一言申上たいと思ひます、お質問の船會社よりは已に昨年申出があり、又近々或る會社は現實に欲しいとの申出がありました又船會社か船會社なりと云ふ様な御話しがあつたやぶですが、云ふ點からの御議論なら川島議員のお話は訂正して頂きたい、尙理事者として此際一應民會議員諸君にお話し致して置きたいと思ひますが、吾々も理事に就任する前は、船會社が船會社なりと云ふことには最初相當反對致しました、然し先刻總理領事もお話ありました通り、已に民會が決議を経て實行を命じ、現に船會社の如きも一應相談の上、御覽の通り日支境界の處を三百尺丈餘した譯であります、然るに其の後、海河工程局技師並に港務局役員より、スウィングングパスを取つて置く必要は無い、築港を願やせ、そして埠頭として完全なる能力を發揮させてはどうだ、と云ふ様な態度によつて追加をした次第であります、如斯く埠頭の築港事業を可決した以上は、多少の難事は御座いませうとも、熱誠を以て之を完成する様に努力が必要であらうと思ひます、幸にして此の工事は目下着々進められて居るのであります、福島街から下流の方は御承知の様に郵船の倉庫もあり、陸軍其他お歴々の土地が並列して、吾々が手を着けるまでも無く、色々貿易の關係もありませんから、着船の可能性が大きいことは大抵御想像が着くこと、思ひます願つて福島街以北開口一帶は、日本租界として、存立する以上は、體面上からも衛生上の見地から

も見るに堪へん現狀で、是非買収の必要がありますので、幸にして團債が出来ましたならば、一面埠頭の利用に全能力を上げ、又市區の改正と兩々相俟つて、埠頭を完成せしめて、是非英佛租界以上のものに致したいと希望して居るのであります

◎森川照太郎君 此の開口の土地を買収することは、埠頭の働きを充分ならしめる爲は必要な問題と思ひます、船會社の爲に民間が買つてやるのは、支那人の反對を招くだらうと云ふ御議論は、私はひがみ根柢は無からうと思ひます、と同時に民間が開口の土地を買ふ實際の理由は、買取つて船會社に賣るのは無いかと云ふ事を、日本人の誰方が、唱へた結果が、民間の買収を六ヶ敷くならしめたのでは無いかと思ひます、私は船會社の爲にあの土地を買収することは無駄だと云ふ考を取つて、原案に賛成する方がよからうと思ひます、そして船會社に賣るとまでは決つて居らんと云ふことですから、買取つたものを民間が賣る時に成つたならば其の時に決め得べきもので、船會社の爲に買つたらうと云ふことを發言出来んことにすれば間違ひ無いと思ひます、若し民間が買取つても買手が無いと云ふ時には、民間が荷役等を團營にしても良からうと思ひます、それから又貸下げても良いと思ひます

◎遠藤盛彌君 大變船會社が問題となつて居りますが、私は船會社の立場から一言申上たいと思ひます、先程からの川嶋議員、永安議員の御意見を聞きますと、此の埠頭築港に關聯して土地を買収し、之を船會社に利用させることは辭せんが、日支親善の意味に於て會合的に相談せしめたが良からうと云ふこととしてしたが、私はそれは近視眼的なる御觀察だと思つて居ります、何故かと云ひますと、船會社の立場から言ひますれば、船會社なるものは居留民を離れて獨立して立つて居りません（此の間書取れず）（船會社と居留地との密接なる關係を説明）

只今の川島議員の御質問に對し、私もさう思ひますが、中島君のお話もあつた様にバンドの完成は鋭意やらなければならぬ、私は現行政委員各位が、日夜民間の爲に盡して居られることは感謝して居りますが、此の誤解を招いた根本は親切氣味が足りなかつた爲と思ひます、先ず倉庫會社なり船會社なりに利用させることが先決問題なれば、先ず船會社、倉庫會社と呼ばれてもよし、又買収されても宜しからうと思ひます、然れども最近日本のある船會社が、手を延ばして進んで碼頭を造らうと云ふことに對して、民間よりは何等の御交渉が無かつたと云ふことは、或る意味に於て政策的に秘密を要する場合もありませんが、私は便所の位置がどうかとか何とか色々な御議論を難の聞きましたが、便所を建てるよりもつと大切な、此の船會社の意見を調査されて、どの位の餘地があるかと云ふことなどを難めて居られたならば、もつと良い結果を得られたこと、思つて居ります、然し關係會社よりの申込はあつても、次第に下の方に築港問題が發展する時に當つて、此の土地買収なるものは時代錯誤では無いかと云ふ御議論もありましたが、吾々當業者は、現在に於ても時々河待ちをして埠頭の物色をする現狀でありますし、兎に角今の埠頭では足りないと思ひます、現況から云ひましても、明に其の必要は認められると思ひます、此の意味に於て、私は此の土地其他の件に就て各位が採決、若しくは賛成せられん事を望むのであります

◎永安平吉君 今遠藤議員は、私が船會社に利用させることはいかんと云つたかの様に申され

(34)

りませんが、それは今の處差支の無い様折角努力中であり、

- ◎西村 博君 佛租界のペンドは前民會からの宿題と思つてゐますが、あれがある以上船は上らんと思ひます、理屈に於て
- ◎議長(黒澤兼次郎君) 西村議員に一寸申上りますが、本案は前の臨時民會に於て船が上るものとして既に決めてあるのであります
- ◎西村 博君 私は上らんと思ひます、本案は否決を願ひたい
- ◎議長(黒澤兼次郎君) 第三讀會に移りたいと思ひます (賛成の聲起る)
- ◎森川照太君 討論も盡きた様でありますから、本案を御採決願ひたい
- ◎議長(黒澤兼次郎君) それでは本案の採決を致します、本案を可決致したいと云ふ方は、御起立を願ひます (起立者多数)
- ◎西村 博君 私は採決に付て一寸異議が御座います、會議規則に採決は原案に尤も違きものより採決すであります
- ◎議長(黒澤兼次郎君) それでは西村議員の動議に御賛成の方は御起立を願ひます (起立者二名) 起立者少数ですから否決になりました
- ◎議長(黒澤兼次郎君) それではもう一度採決致しますが、行政委員會提出の原案に賛成の方は御起立願ひます (起立者多数)
- ◎議長(黒澤兼次郎君) 本案は大多数を以て可決確定となりました (拍手起る) 之で提出議案は全部終了致しました

(33)

ましたが、速記録を御覽下さると良く解りますが、御聴進ひと思ひます

- ◎川島範彦君 私は只今の遠藤議員の御注意に對して、簡單に御辯解申したいと思ひます、私は開口土地問題に付て森川君の御疑念の如き點を話したことが御座いせんから一寸念の爲にそれから、私は船會社に對して船會社の便宜を圖つて買つてやると云ふことが良く無いと一途に申上つたので、遠藤議員のお仰やつた様なことは全々無いのであります
- ◎西村 博君 本案は非常に重大な議案であります、民團が現行政委員の任期終了間際に當つて本案を提出されたのは、如何なる譯でありますか
- ◎行政委員會長(白井忠三君) お答へ致します、要するに民團の爲に必要な施設と云ふことが考へられましたので、一日でも自分等の任期があれば、之を達成することが任務と思ひ、折角吾々が一年間研究して、そしてそれが良い案でありますも、任期が迫つて居るからと云つてそれを皆様に諮らんと云ふことになれば、之は民間自治行政の完成の上に向く無いと思ひます、つまり私共の研究した結果を語ることは當然であると思つて本案を提出致しました
- ◎西村 博君 本案を決するに當つて最も主要なことは、埠頭附屬地の買収及び百萬弗の起債案であります、之に従つたバンドには、果して船が上るかどうかと云ふことをドウ認めて居られますか、どうか、御説明願ひます
- ◎行政委員會長(白井忠三君) お答へ致します、船は無論上げ得る積りであります、然し種々困難な問題もあります、例へば船は上つても之を廻す場所が無ければ困ると云ふ様な事も起

(36)

附 録

(一) 大正十五年度居留民團歳入出追加豫算案

大正十五年度居留民團歳入出追加豫算

歳 入	歳 出
銀貳萬壹千零貳拾弗也	銀貳萬八千貳百貳拾弗也
銀七千貳百弗也	合計銀貳萬八千貳百貳拾弗也
合計銀貳萬八千貳百貳拾弗也	大正十五年度居留民團歳入出追加豫算表
	經常部豫算 高
	臨時部豫算 高

科	目	追 加	考
第四款 使 用 料	水道	一九、五二〇〇〇	二千四百四十五萬 千五百八十仙
	雑 收	一、五〇〇〇〇	
	雑 入	一、五〇〇〇〇	
	六、水道メイトル賣却代	二一、〇二〇〇〇	
計		二一、〇二〇〇〇	

(35)

◎議長(黒澤兼次郎君) それでは之で閉會致します、皆様お寒い處を御苦勞でした (七時十五分散會)

大正十五年度第十四次居留民會臨時會議要録

一、議 員 六十名
 二、會 期 一日(大正十五年十一月十二日)
 三、會 場 公會堂
 四、議長及會議係

議長	黒澤兼次郎
理事	中島徳次郎
書記	宮木政央
全 全	平野喜久太郎
全 全	今井重胤
全 全	鈴木喜太郎
全 全	鈴木喜太郎
全 全	鈴木喜太郎
全 全	鈴木喜太郎
全 全	鈴木喜太郎
全 全	鈴木喜太郎
全 全	鈴木喜太郎

(37)

科	目	臨時部	追加豫算額	備考
第四款	財產出生收入	七,二〇〇〇〇		
一	預金利息	七,二〇〇〇〇		
合計		七,二〇〇〇〇		
合計		二八,二二〇〇〇		
科	目	經常部	追加豫算額	備考
第五款	水道代費	一五,九〇〇〇〇		三千六百五十五管 千五百四十仙
四	水	一四,四〇〇〇〇		メートル百個代
五	計量器及修理品購入費	一,五〇〇〇〇		
第九款	警備費	七,七九〇〇〇		巡捕三十九名四ヶ月分給料年末慰勞金及巡捕退職、死亡手當、巡捕備料等
一	俸給及手當	四,一四五〇〇		冬服、冬帽子、革靴、卷脚袴、手袋、耳覆、毛皮外套、雨外套、帶皮等三十九名分新調
二	巡捕被服費	二,一四五〇〇		巡捕室備付机、椅子、時計、暖台、煤爐、煙突等
三	巡捕備用品費	五〇〇〇〇		
四	巡捕消耗品費	五〇〇〇〇		石炭、電燈料

(38)

五、修繕費	十六款 豫備費	合計
五〇〇〇〇	四,五三〇〇〇	五,〇三〇〇〇
	二八,二二〇〇〇	三三,二五〇〇〇

(二) 土地買収其他ニ付起債ノ件

- 埠頭附屬用地ヲ買収シ民團吏員並ニ學校職員及ヒ巡捕宿舍ヲ建造シ未完成道路ノ改築ヲナス
- 前項ノ經費ニ充當スル爲メ銀登百萬弗ノ起債ヲナス
- 前二項ノ計劃實行ヲ行政委員會ニ任スル

(理由)

- 埠頭築造事業ハ豫定ノ通り著々進捗ヲ告ケ契約期間内ニ完成ノ見込確實ナルト俱ニ既定ノ土地家屋買収モ福島街以南ハ豫算ノ範圍内ニ於テ已ニ買収ヲ完了セリ而シテ福島街以北ノ買収地ハ隣接地ノ情況ヨリ埠頭ノ將來ヲ考慮シ今ニシテ其區劃ヲ擴張スルノ適切且ツ必要ナルヲ認ムルヲ以テ一時買収ヲ中止シ本提出案ノ具體化ト共ニ一舉買収ヲ終了セシメント欲ス
- 民團吏員其他ノ宿舍建築ハ多年ノ懸案ナリシモ財政ノ關係上未タ實行ノ域ニ至ラス然ルニ今ヤ租界ニ於ケル住宅難救済ノ聲切ナルヲ以テ一ハ由テ之カ緩和ニ資シ他ハ以テ各職員ノ生活ヲ安定セシメ其職務ニ専念セシメント欲ス

低賃買収土地處分ハ適ク解決ノ氣運ニ達シタルモ之カ最善ノ利用價值ハ先ツ道路ノ完成如何ニアルハ言フ俟タズ本起債ハ妙クモ該未完成道路全部ヲ完成セシメント欲ス

(39)

大正年度	價還殘額	價還元金	利息	元利合計
一六	七二〇,〇〇〇	七二〇,〇〇〇	五七,六〇〇	五七六,〇〇〇
一七	七二〇,〇〇〇	七二〇,〇〇〇	五七,六〇〇	五七六,〇〇〇
一八	七二〇,〇〇〇	七二〇,〇〇〇	五七,六〇〇	五七六,〇〇〇
一九	七二〇,〇〇〇	七二〇,〇〇〇	五七,六〇〇	五七六,〇〇〇
二〇	七二〇,〇〇〇	七二〇,〇〇〇	五七,六〇〇	五七六,〇〇〇
二一	七二〇,〇〇〇	七二〇,〇〇〇	五七,六〇〇	五七六,〇〇〇
二二	七二〇,〇〇〇	七二〇,〇〇〇	五七,六〇〇	五七六,〇〇〇
二三	七二〇,〇〇〇	七二〇,〇〇〇	五七,六〇〇	五七六,〇〇〇
二四	七二〇,〇〇〇	七二〇,〇〇〇	五七,六〇〇	五七六,〇〇〇
二五	五四〇,〇〇〇	一八〇,〇〇〇	五七,六〇〇	五七六,〇〇〇
二六	三六〇,〇〇〇	一八〇,〇〇〇	五七,六〇〇	五七六,〇〇〇
二七	一八〇,〇〇〇	一八〇,〇〇〇	五七,六〇〇	五七六,〇〇〇
合計	七二〇,〇〇〇	七二〇,〇〇〇	六〇四,八〇〇	一,三二四,八〇〇

埠頭第二團債想定償還年割表

(備考) 大正十九年度ニ於テ借款利子ノ重複ハ計算セズ

(40)

大正年度	價還殘額	價還元金	利息	合計	差引
一七	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	五五,〇〇〇	一,〇五五,〇〇〇	一七,〇〇〇
一八	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	五五,〇〇〇	一,〇五五,〇〇〇	一七,〇〇〇
一九	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	五五,〇〇〇	一,〇五五,〇〇〇	一七,〇〇〇
二〇	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	五五,〇〇〇	一,〇五五,〇〇〇	一七,〇〇〇
二一	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	五五,〇〇〇	一,〇五五,〇〇〇	一七,〇〇〇
二二	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	五五,〇〇〇	一,〇五五,〇〇〇	一七,〇〇〇
二三	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	五五,〇〇〇	一,〇五五,〇〇〇	一七,〇〇〇
二四	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	五五,〇〇〇	一,〇五五,〇〇〇	一七,〇〇〇
二五	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	五五,〇〇〇	一,〇五五,〇〇〇	一七,〇〇〇
二六	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	五五,〇〇〇	一,〇五五,〇〇〇	一七,〇〇〇
二七	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	五五,〇〇〇	一,〇五五,〇〇〇	一七,〇〇〇
合計	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	六六六,〇〇〇	一,六六六,〇〇〇	一七,〇〇〇

第七團債想定償還年割及收支概算表

(備考)

- 利息ハ年五分五厘トス
- 低賃買収土地貸下坪數ハ一萬五千坪一ヶ月一坪ニ付銀貳拾仙トシテ計算ス
- 家賃ハ吏員及學校職員宿舍六十戸トシ一ヶ月一戸五拾弗トシテ計算ス
- 土地買却代銀六拾萬弗此利子五分五厘トシテ計算ス

(42)

大正年度	現存開債		歳入		歳出		差引過不足
	償還額	額	歳入	歳入	歳出	歳出	
一六	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	0
一七	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	0
一八	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	0
一九	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	0
二〇	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	0
二一	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	0
二二	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	0
二三	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	0
二四	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	0
二五	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	0
二六	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	0
二七	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	0
二八	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	0
二九	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	0
三〇	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	0
合計	30,000,000	30,000,000	30,000,000	30,000,000	30,000,000	30,000,000	0

(41)

大正年度	電氣事業収入		歳入		歳出		差引過不足
	歳入	歳入	歳出	歳出	歳出	歳出	
一六	2,414,000	2,414,000	2,414,000	2,414,000	2,414,000	2,414,000	0
一七	2,594,000	2,594,000	2,594,000	2,594,000	2,594,000	2,594,000	0
一八	2,773,000	2,773,000	2,773,000	2,773,000	2,773,000	2,773,000	0
一九	2,953,000	2,953,000	2,953,000	2,953,000	2,953,000	2,953,000	0
二〇	3,133,000	3,133,000	3,133,000	3,133,000	3,133,000	3,133,000	0
二一	3,313,000	3,313,000	3,313,000	3,313,000	3,313,000	3,313,000	0
二二	3,493,000	3,493,000	3,493,000	3,493,000	3,493,000	3,493,000	0
二三	3,673,000	3,673,000	3,673,000	3,673,000	3,673,000	3,673,000	0
二四	3,853,000	3,853,000	3,853,000	3,853,000	3,853,000	3,853,000	0
二五	4,033,000	4,033,000	4,033,000	4,033,000	4,033,000	4,033,000	0
二六	4,213,000	4,213,000	4,213,000	4,213,000	4,213,000	4,213,000	0
二七	4,393,000	4,393,000	4,393,000	4,393,000	4,393,000	4,393,000	0
二八	4,573,000	4,573,000	4,573,000	4,573,000	4,573,000	4,573,000	0
二九	4,753,000	4,753,000	4,753,000	4,753,000	4,753,000	4,753,000	0
三〇	4,933,000	4,933,000	4,933,000	4,933,000	4,933,000	4,933,000	0
合計	53,880,000	53,880,000	53,880,000	53,880,000	53,880,000	53,880,000	0

(43)

不動産買収ノ件	
一、	福島街大和街間埠頭用地既定買収線以外開口大街迄ノ該當土地及家屋ヲ買収スルコト 但全上福島街最寄ハ全街以西ノ一部土地家屋ノ買収ヲ含ム
二、	前項ノ實行ヲ行政委員會ニ任スルコト
(理由)	
一、	埠頭工事完成ノ曉キ既定ノ買収線ノミニ放置スルトキハ福島街ヲ區域トシテ現在沿線ノ狀況ヨリ推シ船隻ノ潮航ハ多ク福島街下流ニ止マリ埠頭ノ利用ハ半バ減殺セラルヘシ何トナレバ埠頭ノ利用ハ單ニ荷揚上ノ設備ノミニ由テ完成セラルルモノニアラザレバナリ依テ埠頭附屬用地トシテ上記範圍ノ所在土地家屋ヲ買収セント欲ス
二、	開口大街ノ整理改修ハ埠頭築造ヲ俟ツマデモナク租界ノ體面上ヨリモ疾クニ實行セラルヘクシテ未ダ實現ノ機ヲ得ザリシモノナリ故ニ埠頭用地ノ擴張ト俱ニ該道路改修ノ必要上前記土地家屋ヲ買収セント欲ス

